

岐阜県公報

第二千六百八十一号
平成二十七年九月十一日

(金曜日)

目次

告示

保安林に指定する予定である旨の通知	(治山課) 六四五
解除予定保安林とする旨の通知	(同) 六四九
道路の区域変更	(道路維持課) 六五〇
河川区域指定告示添付平面図の変更	(河川課) 六五〇
廃川敷地等の発生	(同) 六五〇
保安林の指定予定	(岐阜農林事務所) 六五〇

公示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請	(環境生活政策課) 六五一
指定自立支援医療機関の指定	(保健医療課) 六五一
指定自立支援医療機関の変更届出	(同) 六五一
大規模小売店舗の変更の届出に関する件	(商業・金融課) 六五二
県営土地改良事業計画の変更に関する市町村等協議に係る概要	(農地整備課) 六五三
公共測量の実施	(用地課) 六五四
国土調査の指定	(都市政策課) 六五四
国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証	(同) 六五四

告示

岐阜県告示第五百三十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十七年九月十一日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

高山市清見町檜谷字東平一〇〇の一〇・一一〇の一(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(一) 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第五百四十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十七年九月十一日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

中津川市付知町字正ヶ脇一四〇三の一六

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第五百四十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十七年九月十一日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

中津川市付知町字白谷一三〇四の一八一、一三〇四の一八五、一三〇四の一八六、

一三〇四の一八八から一三〇四の一九〇まで、一三〇四の一九三、一三〇四の一九四

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字白谷一三〇四の一八一・一三〇四の一八五・一三〇四の一九〇・一三〇四の

一九三・一三〇四の一九四（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第五百四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十七年九月十一日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所
恵那市串原字岩倉六八八の八（次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第五百四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十七年九月十一日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所
可児市久々利字大岩二六八八の一・二七〇六・二七〇七の一・二七〇七の二（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

(一) 指定の目的
土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び可児市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第五百四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十七年九月十一日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

飛騨市神岡町森茂字宮ノ平一六二〇、一六二二の一、一六二二の二、一六二四、一六三〇の二、一六三一、字大谷一六八五の一

二 指定の目的
土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び飛騨市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第五百四十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十七年九月十一日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

本県市根尾下大須字能ヶ島一三四七の四六、一三四七の五二、一四〇八の一四、字カヨウ一四九〇の一、一四九〇の三、一四九〇の六、一五一八の一から一五一八の五まで、一五一九、一五二〇、字上カヨウ一五三八の一、一五三八の三、一五三八の四、一五三八の二二、一五三八の二五、一五三八の二六、一五三八の三三、一五三八の四〇

- 二 指定の目的
土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び本県市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第五百四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十七年九月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

下呂市小坂町落合字谷口八〇〇の一、字洞口八九一から八九四まで、字東平二四六六の一から二四六六の三まで、二四六六の九、二四六六の一〇

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第五百四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十七年九月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

下呂市萩原町中呂字大洞山一四一三の六三（次の図に示す部分に限る。）、一四一三の九九、字カクラ山一四三一の五六から一四三一の五八まで、一四三一の二五、一四三一の二六、一四三一の二九、一四三一の二二、字タヤノ平一四五〇の一〇六

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部
治山課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第五百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保
安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十七年九月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

下呂市幸田字芦谷一五四六、一五四七、一五四八の一、一五四九の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る
市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び下呂市役所に
備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第五百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保
安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十七年九月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

可児郡御嵩町古屋敷字栢ノ木六六七の一、六六七の二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る
市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び御嵩町役場に
備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第五百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により農林水産大臣か
ら保安林の解除をしようとする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定によりその
内容を告示する。

平成二十七年九月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 解除予定保安林の所在場所

中津川市上野字椈の木六〇一の七〇

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 解除の理由

指定理由の消滅

岐阜県告示第五百五十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十七年九月十一日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年九月十一日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
県道	平安八田線	安八郡安八町大森字筏場一八番二地先から同郡同町同字松原一八〇番二地先まで	前A 後A B	一六・〇 一六・〇	一五・〇 一五・〇	A及びBは、関係図面に示す敷地の範囲をいう。

岐阜県告示第五百五十二号

河川区域の指定に関する告示（昭和五十一年岐阜県告示第二百十三号）別表中木曾川水系長良川に係る河川区域指定告示添付平面図第四十四号図を変更するので、河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第六条第四項の規定により告示する。

なお、変更後の図面は、岐阜県土木整備部河川課及び岐阜県郡上土木事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成二十七年九月十一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県告示第五百五十三号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり告示する。

なお、その関係書類は、岐阜県土木整備部河川課及び岐阜県郡上土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年九月十一日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 河川の名称
木曾川水系長良川
- 二 廃川敷地等が生じた年月日
平成二十七年九月十一日
- 三 廃川敷地等の位置
郡上市白鳥町長滝字上切二二〇番三地先から同市同町字下河原四二〇番四地先まで
- 四 廃川敷地等の種類及び数量
土地 六四七七・〇九平方メートル
- 五 河川法施行法（昭和三十九年法律第六十八号）第十八条の規定により、なお効力を有するものとされる河川法（明治二十九年法律第七十一号）第四十四条ただし書の規定によりこの廃川敷地等の下付を受けようとする者は、この告示の日から三月以内
に岐阜県知事に下付の申請をしなければならない。

岐阜県告示第五百五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次の森林を保安林に指定する予定であるので、同法第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十七年九月十一日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

<p>岐阜市大字加野字荒木山一六四七の一、一六四八の一</p> <p>二 指定の目的 公衆の保健</p> <p>三 指定施業要件</p> <p>(一) 立木の伐採の方法</p> <p>1 主伐は、択伐による。</p> <p>2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。</p> <p>(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県岐阜農林事務所及び岐阜市役所に備え置いて縦覧に供する。)</p>	<p>ちに対して、学童保育事業をはじめとする子育てに関する支援事業などを行い、子どもの健やかな成長と地域コミュニティ作りに寄与することを目的とする。</p> <p>特定非営利活動法人の定款変更認証申請</p> <p>特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があつたので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。</p> <p>平成二十七年九月十一日</p> <p>岐阜県知事 古 田 肇</p>
<p>公 示</p> <p>特定非営利活動法人の定款変更認証申請</p> <p>特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があつたので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。</p> <p>平成二十七年九月十一日</p> <p>岐阜県知事 古 田 肇</p> <p>一 申請のあつた年月日 平成二十七年七月二十二日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人子育てネットひまわり</p> <p>三 代表者の氏名 大塚 研二</p> <p>四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市領下二一番地</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、児童や家庭・地域で子育てに関わる人た</p>	<p>指定自立支援医療機関の指定</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第六十九条の規定により公示する。</p> <p>この法人は、地域の高齢者及びその家族に対して、安心安全な生活を維持するために、各種の保健・福祉サービスを総合的に享受できるようにそれぞれの関係機関と連絡調整を図りながら、豊かな日常生活の継続に必要な支援を提供する事業を行うとともに、子どもから高齢者までの市民全体に対して、スポーツ活動の振興支援を実施することにより、地域の保健と福祉及び地域住民の健康増進や世代間の交流と生きがいの創出に寄与することを目的とする。</p>

平成二十七年九月十一日

岐阜県知事 古田 肇

精神通院医療に係るもの
(病院又は診療所)

名称	所在地	自立支援医療を担当する診療科名	自立支援医療の種類	指定期日
穂積すこやか診療所	瑞穂市只越九〇七の五	心療内科・精神科	精神通院	平成 三〇・九・一
各務原内科	各務原市鷺沼西町四の二三六	内科・小児科・精神科	精神通院	平成 三〇・九・一

(薬局)

名称	所在地	自立支援医療の種類	指定期日
ウエルシア薬局岐阜鷹山店	岐阜市下土居二丁目八番十一号	精神通院	平成 三〇・九・一
ひだ薬局岡本店	高山市岡本町四の一の五	精神通院	平成 三〇・九・一
しようなん調剤薬局笠松店	羽島郡笠松町門間字村浦八四八番地	精神通院	平成 三〇・九・一
シンエイ調剤薬局	土岐市泉神栄町四丁目八番地三三号	精神通院	平成 三〇・九・一

指定自立支援医療機関の変更届出

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十四条の規定により次の指定自立支援医療機関から変更の届出があったので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十七年九月十一日

岐阜県知事 古田 肇

精神通院医療に係るもの

(薬局)

名称	所在地	自立支援医療の種類	変更年月日
ココカラファイン薬局下米田店	美濃加茂市下米田町小山一〇四四番地	精神通院	平成 三〇・六・二五
トイカイ薬局FC土岐泉店	土岐市泉郷町四丁目三三	精神通院	平成 三〇・九・一

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十七年九月十一日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十七年九月十一日

岐阜県知事 古田 肇

一 届出年月日

平成二十七年九月一日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社ドン・キホーテ

三 建物の名称及び所在地

MEGAドン・キホーテ岐阜瑞穂店
瑞穂市稲里字村西五八〇番地一

四 変更した事項

大規模小売店舗の名称

(変更前) (仮称) ドン・キホーテ岐阜瑞穂店

(変更前) (仮称) ドン・キホーテ岐阜瑞穂店

(変更後) MEGAドン・キホーテ岐阜瑞穂店
 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社ドン・キホーテ 代表取締役 成沢 潤治
 (変更後) 株式会社ドン・キホーテ 代表取締役 大原 孝治
 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社ドン・キホーテ 代表取締役 成沢 潤治
 (変更後) 株式会社ドン・キホーテ 代表取締役 大原 孝治

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十七年九月十一日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十七年九月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 届出年月日
平成二十七年九月一日
- 二 届出者の氏名又は名称
株式会社ドン・キホーテ
- 三 建物の名称及び所在地
MEGAドン・キホーテ岐阜瑞穂店
瑞穂市稲里字村西五八〇番地一
- 四 変更しようとする事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 午前十時～翌日午前三時
 (変更後) 午前九時～翌日午前三時
 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 (変更前) 午前九時～翌日午前四時
 (変更後) 午前八時～翌日午前四時

県営土地改良事業計画の変更に関する市町村等協議に係る概要等

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第四項の規定により次の県営土地改良事業の変更についてその概要等を大垣市長と協議したので、同条第六項において読み替えて準用する同法第八十七条の二第八項の規定により公示し、事業計画の変更についてその概要等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年九月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
新堀川地区	大垣市役所	平成二七・一九・一五

県営土地改良事業計画の変更に関する市町村等協議に係る概要等

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第四項の規定により次の県営土地改良事業の変更についてその概要等を高山市長と協議したので、同条第六項において読み替えて準用する同法第八十七条の二第八項の規定により公示し、事業計画の変更についてその概要等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年九月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間

南高山地区 高山市役所 平成二七・一〇九・一一五

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により御嵩町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年九月十一日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 作業機関 御嵩町
- 二 作業種類 公共測量（デジタル撮影、写真地図作成）
- 三 作業期間 平成二十七年十月一日から 同二十八年三月三十一日まで
- 四 作業地域 可児郡御嵩町

国土調査の指定

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第六条第三項の規定により、平成二十七年九月二日に次のとおり国土調査として指定したので、同条第五項の規定により公示する。

平成二十七年九月十一日

岐阜県知事 古田 肇

調査を行う者の名称 調査地域 調査期間

関市 関市下之保の一部 平成二七・九・一一から 二八・三・三一まで

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十七年九月十一日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 調査を行った者の名称 下呂市
- 二 調査を行った地域 岐阜県下呂市小坂町大島の一部（大島3地区）
- 三 調査を行った期間 平成二十四年度から平成二十六年年度
- 四 地図及び簿冊の名称 岐阜県下呂市（小坂町大島の一部）の地籍図 岐阜県下呂市（小坂町大島の一部）の地籍簿
- 五 認証年月日 平成二十七年九月十一日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十七年九月十一日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 調査を行った者の名称 加茂郡東白川村

二 調査を行った地域

岐阜県加茂郡東白川村大字越原の一部（黒淵 地区）

三 調査を行った期間

平成二十五年度から平成二十六年

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県加茂郡東白川村（大字越原の一部）の地籍図

岐阜県加茂郡東白川村（大字越原の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十七年九月十一日

平成二十七年九月十一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社